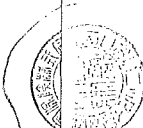
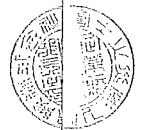


子ども会賠償責任保険特約書

(施設所有(管理)者賠償責任保険)



社団法人 全国子ども会連合会
富士火災海上保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

子ども会賠償責任特約書
(施設所有(管理)者賠償責任保険)

社団法人 全国子ども会連合会(以下「甲」といいます。)と富士火災海上保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(以下「乙」といいます。)とは、甲の行う活動および行事に係わる施設所有(管理)者賠償責任保険契約、証券番号第GS2030244号に関し、次のとおり特約書を締結します。

第1条(対象となる活動および行事)

(1) この特約書の適用対象となる活動および行事とは、下記各号の活動(以下「子ども会活動」といいます。)とします。

① 子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者(満20歳以上の者に限る)または育成会員の管理下にある活動

② 子ども会の活動計画を実施するために必要な調査および準備のための活動

③ 子ども会活動の一環として各種研修会、研究会および会議に参加して行う活動

(2) (1)の規定にかかわらず、甲または甲に加盟した子ども会活動を主催する団体(以下「丙」といいます。)が主催し、かつ甲の「全国子ども会安全共済会」(以下「安全共済会」といいます。)に提出された活動および行事に関わる行事計画書に記載された場合に限り対象とします。

(3) (2)の「行事計画書」は、市区町村子ども会連合会以上の子ども会の上部組織に事前に提出されていることが必要です。

ただし、上記「行事計画書」が未提出の場合でも、子ども会議事録、活動のための募集文書、子ども相談会議事録、活動日誌等の文書に基づく客観的資料により、事前に子ども会が承認していることが証明されるものは、対象となります。

第2条(主催団体の定義)

(1) 前条(2)における丙とは、都道府県、指定都市、郡、市区町村、学校区等の各子ども会連合会および単位子ども会をいいます。

(2) (1)にいう「単位子ども会」とは、子ども会の単位組織として、規約・会則により運営されている団体をいい、名称の如何を問いません。

第3条(被保険者の範囲)

この特約書による賠償保険契約の被保険者は、以下に定める者とします。

① 甲

- ② 丙
- ③ 甲および丙の役員
- ④ 行事計画書に明記された指導者（満20歳以上の者に限る）、育成者および指導を委嘱された者（以下「丁」といいます。）

第4条（責任の範囲）

- (1) 乙は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）およびこれらに付帯する特約ならびにこの特約書の規定に従い、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。
- (2) 第3条（被保険者の範囲）に定める被保険者相互間は他人とみなし、その相互間の事故についても保険金支払いの対象とします。
- (3) 乙の責任は、保険期間内で、子ども会活動および行事に参加するため集合地に集合した時に始まり、活動および行事を経て解散地において解散するまでの間とします。

第5条（施設および仕事の定義）

特別約款第1条（事故）にいう「施設」とは、甲、丙および丁が子ども会活動の遂行のために所有、使用または管理する施設および設備をいい、「仕事」とは、甲、丙および丁が行う子ども会活動をいいます。

第6条（保険金を支払わない損害）

第4条（責任の範囲）(2)の規定にかかわらず、被保険者相互間の事故について下記各号に定める事由による損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 甲および丙の役員、丁が自ら所属する団体の活動によって被った身体の障害または財物の損壊
- ② 甲および丙が被った財物の損壊
- ③ 子ども会活動に参加している子どもの加害行為による、甲および丙の役員、丁が被った身体の障害。ただし、被害者が満20歳未満で、かつ未婚者の場合は保険金支払いの対象とします。
- ④ 甲および丙の役員の同居の親族並びに丁の同居の親族が被った身体の障害および財物の損壊。

第7条（支払限度額と免責金額）

- (1) 支払限度額と免責金額は、保険証券記載のとおりとします。
- (2) 1事故で複数の被保険者が損害賠償責任を負担する場合についても、(1)の支払限度額および免責金額を1事故の支払限度額と免責金額として適用します。

第8条（保険適用地域）

この特約書による保険契約の適用地域は、日本国内とします。

第9条（会員名簿の備付）

- (1) 甲は、丙の名称、住所、代表者氏名および会員（氏名、性別、年齢）等を記載した子ども会安全会会員名簿を、特約期間中および特約期間終了後1年間、都道府県・指定都市の子ども会連合会に備付るものとします。
- (2) 甲は、加盟子ども会員数および子ども会安全会員数を確認するために必要な資料を備付るものとします。
- (3) 乙は、保険料を算出するため、または、事故発生時に必要と認められたときはいつでも請求のうえ（1）の名簿および（2）の資料を閲覧することができるものとします。

第10条（概算保険料）

- (1) 甲は、この特約書締結と同時に、この特約書特約有効期間中の見込み会員数に基づく概算保険料を乙に支払うものとします。
- (2) 乙は、保険料分割払特約（大口用）の規定により概算保険料を分割して払い込むことを承認し、甲は、この特約書に基づく保険契約と同時に、第1回分割保険料を乙に支払うものとします。

第11条（保険料の精算）

甲は、保険契約終了後直ちに保険期間中の確定会員数を乙に報告するものとし、乙はその報告に基づいて算出した確定保険料と既に領収した概算保険料との差額を追徴または返戻します。

第12条（特約運用上の協議）

甲および乙は、下記各号の場合には、特約書の趣旨に沿って互いに協議し、これを決定するものとします。

- ① この特約書の内容および運用に疑義が生じた場合
- ② この特約書に定めのない事態が生じた場合

第13条（改訂）

- (1) 甲・乙いずれも必要に応じ、相手方に対し1ヶ月の予告期間をもって、書面によりこの特約書の条項の改訂を申込みことができます。
- (2) (1)の申し込みに対し、相手方が書面による反対の意思表示をしないときは、予告期間満了時にこの特約書の条項の改訂を承認したものとみなします。

第 14 条（有効期間）

- (1) この特約書の有効期間は平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 4 月 1 日までの 1 年間とします。ただし、有効期限の 1 ヶ月前までに甲・乙いずれの側からも何らかの意思表示が無い場合は、更に一年間延長し、以後これに準ずるものとします。
- (2) 甲、乙いずれも 1 ヶ月の予告期間をもって、この特約書およびこの特約書による保険契約を解除することができます。
ただし、この特約書が解除された場合においても、解除日前にこの特約書に基づき通知のあった子ども会活動については、解除の効力が及ばないものとします。

第 15 条（証券発行）

乙は、第 14 条（有効期間）に定める有効期間内において、保険契約成立の証として、保険証券を 1 通発行します。

第 16 条（幹事会社）

- (1) 富士火災海上保険株式会社は、幹事会社として乙を代表します。
- (2) 幹事会社は、保険契約の締結、保険料の受領、保険証券の発行、通知・告知事項の受領・承認、異動・解約などに関する承認、損害の調査、保険金の支払いその他この保険契約にかかわる事項に関し、乙を代表して甲との一切の交渉にあたるものとします。なお乙の保険責任は、保険証券記載の分担割合によって、連帯することなくそれぞれ独立して特約書に基づく保険契約上の権利を有し、義務を負うものとします。

第 17 条（旧特約書の効力）

この特約書の締結に伴い、この特約書の締結前に、甲・乙間で締結された特約書およびその追加・変更覚書書等（以下「特約書等」といいます。）は、解除されるものとします。ただし、解除に伴う特約書等の効力は将来に向かって消滅するものとし、解除前に締結された保険契約に基づく乙の保険責任に対しては、特約書等の解除の効力は及ばないものとします。

第 18 条（準用）

この特約書の定めのない事項については、この特約書の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款および特約の規定を準用します。

以上特約締結の証として、この特約書 3 通を作成し、各当事者記名捺印のうえ、それぞれその 1 通を所持するものとします。

平成 27 年 4 月 / 日

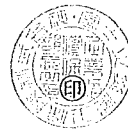
甲 (社団法人 全国子ども会連合会)

〒112-0012 東京都文京区大塚6丁目1番14号
全国子ども会ビル
社団法人全国子ども会連合会
会長 丸山 康 昭



乙 (富士火災海上保険株式会社)

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20
神谷町MTビル
富士火災海上保険株式会社
企業賠償保険部長 長根 誠



乙 (あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)

東京都中央区日本橋3-5-19
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
広域法人開発部
部長 近江 正 敏

